

関西広域サイクルイベント企画運営業務委託仕様書

1 業務の目的

関西広域連合スポーツ部が設定したサイクリングルートについて、スタンプラリー機能を活用したイベントを企画運営し、自転車の機動性を生かした関西の魅力を理解・体験できるスポーツツーリズムの振興を促進する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務内容

(1) イベント内容について

- ①関西広域サイクリングルートを活用すること
- ②関西の魅力を理解・体験できるものとする
- ③サイクルツーリズムの促進につながるものとする
- ④スタンプラリー形式とし、安全安心に参加できるようなものとする
- ⑤子どもから大人まで、誰もが気軽に参加できるよう工夫すること
- ⑥景品を工夫し、多くの方が参加できるよう工夫すること
(景品は郵送費も考慮し総額30万円相当すること)
- ⑦訪日外国人観光客誘致のための工夫をすること
- ⑧実施期間は6ヶ月程度とすること
- ⑨内容は、関西広域連合スポーツ部と協議の上、最終決定すること

(2) イベント運営について

- ①自転車ナビゲーションアプリ「自転車 NAVITIME」の活用を推奨すること
- ②参加費の設定は不可とする
- ③サイクルイベントのホームページ作成や独自の広報活動により集客すること
チラシを10,000部程度作成すること
- ④エントリー受付業務・参加者問合せ対応をすること
- ⑤参加者情報の取得管理を行なうこと(できれば邦人・外国人の区別を含む)

(3) その他

- ①実施後に動向調査・分析業務を行うこと

4 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部を再委託してはならない。ただし、事前に書面にて届け出て、関西広域連合の承諾を得たときはこの限りでない。

(2) 成果物および構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

受託者は、本仕様書による成果物および構成素材が、関西広域連合以外の者が有する著作権、特許権、肖像権等の権利を害しないよう留意すること。

5 成果品の提出

受託者は委託業務完了後、業務完了報告書、実績報告書等を提出すること

6 その他留意事項

- (1) 関西広域連合は、受託者が業務の実施にあたり上記項目に反した場合には、契約金額の一部または全部を返還させる権利を有することとする。
- (2) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (3) 本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。ただし、関西広域連合の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受託者は、関西広域連合より業務途上の報告を求められた場合は、速やかに報告を行うものとする。
- (5) 本業務を遂行する上で疑義が生じた場合は、その都度、関西広域連合と協議して決定するものとする。